

欧米競争政策の動向のポイント

2022年3月11日 No.23

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

1 共謀行為事件

- (1) 司法省、アマゾンのマーケットプレイスで販売される DVD やブルーレイ・ディスクを巡る価格カルテルに関与していたとの起訴内容に対し、出品店の経営陣計3名が有罪の答弁を行った旨を発表(2022年1月7日)
- (2) 司法省、賃金協定や従業員の引き抜き禁止協定に関与したとして、4名が起訴された旨を発表(2022年1月28日)

2 企業結合事件

- (1) 連邦取引委員会、ロッキード・マーティンによる44億ドルに及ぶエアロジェットの垂直的買収の阻止を求め、連邦地裁に訴えを提起(2022年1月25日)

II 欧州競争法(政策)

1 買収事件

- (1) 欧州委員会、現代重工業ホールディングスによる大宇造船海洋の買収を禁止(2022年1月13日)
- (2) 欧州委員会、Prince による Ferro の買収を条件付承認(2022年1月25日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号において、筆者は共謀事件 2 件及び企業結合事件 1 件を取り上げる。

1 件目は、アマゾンのマーケットプレイスで販売される映画の DVD 等を巡って価格カルテルを結んでいたとの起訴内容に対し、出品店の経営陣計 3 名が公開法廷の場で有罪の答弁を行ったという事件である。同マーケットプレイスは独占的傾向を示す電子商取引プラットフォームである。

2 件目は、在宅医療サービス機関の幹部らによるパーソナルサポート・ワーカーらの賃金の固定化や転職の防止取決めが、当然違法として刑事摘発された事件である。本件において、メイン州連邦大陪審は、当該機関の幹部らがこれらの従業員の賃金を引き上げない旨協定したり、互いの会社の当該従業員を引き抜かない旨協定したりしたとして、当該幹部ら計 4 名を起訴した。

3 件目は、ロッキード・マーティンが 44 億ドルでエアロジェットを買収するという計画について、連邦取引委員会が当該垂直的統合の阻止を求め、訴えを提起した事案である。ロッキード・マーティンは世界最大の防衛元請業者であり、エアロジェットは一定のロケットエンジンを手掛ける最後の米国独立系メーカーである。

1 共謀事件

(1) 司法省、アマゾンのマーケットプレイスで販売される DVD やブルーレイ・ディスクを巡る価格カルテルに関与していたとの起訴内容に対し、出品店の経営陣計 3 名が有罪の答弁を行った旨を発表(2022 年 1 月 7 日)¹

ニュージャージー州所在の男性 1 名及びニューヨーク州所在の男性 2 名は昨日 1 月 6 日、アマゾンのマーケットプレイスで販売される DVD やブルーレイ・ディスクを巡る価格カルテルに関与していたとの起訴内容に対し、有罪の答弁を行った。

テネシー州東部地区地裁に提出された裁判資料によると、Morris Sutton、Emmanuel Hourizadeh 及び Raymond Nouvahan は、他者と共謀し、アマゾンのマーケットプレイスで販売される DVD やブルーレイ・ディスクの価格設定を行っていたとして、起訴されていた。それぞれの個人が関与していた価格カルテルの共謀は、遅くとも 2017 年 11 月から早くとも 2019 年 10 月 29 日まで続いていた。Sutton 氏、Hourizadeh 氏及び Nouvahan 氏は継続中の本件捜査で起訴され、また有罪の答弁を行った 2 番目、3 番目及び 4 番目の個人である。

反トラスト局長のジョナサン・カンターは以下のように発言した。

¹ Press Release, Department of Justice, Three Amazon Marketplace Sellers Plead Guilty to Price Fixing DVDs and Blu-Ray Discs in Ongoing Investigation, January 7, 2022.

「アメリカの消費者が電子商取引に目を向けるにつれ、電子商取引プラットフォームにおける公正かつ自由な競争を阻害する犯罪を抑止し、探知し、また訴追することがより重要になってきている。本件の訴えは、反競争的行為がどこで起きようとも、反トラスト局がそれを訴追することに専念することを示すものである。

Sutton 氏を被告人とした重罪 1 件の略式起訴状と、Hourizadeh 氏及び Nouvahian 氏を被告人とした重罪 1 件の略式起訴状によると、それぞれの被告人及び彼らの共犯者らは、アマゾンのマーケットプレイスにおける彼らの出品店で販売される DVD やブルーレイ・ディスクの価格を引き上げ、また維持する旨の共謀を行っていた。アマゾンのマーケットプレイスは電子商取引プラットフォームであり、同プラットフォームではサードパーティ業者がアマゾン独自の商品と並んで新商品、又は中古品を販売することができる。アマゾンのマーケットプレイスは Amazon.com 社により所有・運営されている。

連邦捜査局ニューヨーク支局のマイケル・ドリスコール支局長代理は以下のように述べた。

「価格カルテルは、公正な市場システムによってもたらされる利点を少しずつ取り崩していく。消費者から選択肢を奪うために価格を人為的に引き上げ、これにより当該詐欺的取決めに関与した者だけが得するという行為は、連邦法に違反する。本件の有罪答弁は、同じ考えを持つ他の犯罪者に警鐘を鳴らすようなものである。」

アメリカ合衆国郵便公社・監察総監室のケン・クリーブリー特別捜査官は、以下の声明を發した。

「我々は本件捜査に貢献できたことに満足しており、また捜査チームが成し遂げた偉大な仕事に拍手を送る。仕事では、個々の消費者が保護されたとともにシャーマン法違反行為が抑止された。アメリカ合衆国郵便公社・監察総監室は、同室の法執行パートナー達とともに、このような有害な行為に従事する者を積極的に捜査し続けることにしている。」

シャーマン法違反行為に対し適用される罰則の法定上限は、個人の場合には、10 年の禁固刑及び 100 万ドル(1 ドル=115 円、約 1 兆 1500 億円)の罰金刑である。罰金の上限は、犯罪による利得の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額のいずれかの金額が 100 万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。連邦地裁の判事は、米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した後に量刑の判断を行うことになっている。

反トラスト局シカゴ事務所が本件訴追を行っており、捜査には連邦捜査局ニューヨーク支局及びアメリカ合衆国郵便公社・監察総監室・契約詐欺捜査部門が協力した。

(2) 司法省、賃金協定や従業員の引き抜き禁止協定に関与したとして、4名が起訴された旨を発表(2022年1月28日)²

メイン州ポートランドの連邦裁判所での大陪審は昨日1月27日、エッセンシャルワーカーらの賃金を抑制し、彼らの転職を制限するための共謀を行っていたとして、在宅医療サービス機関の経営陣計4名を起訴した。この共謀は新型コロナウイルス感染症の世界的流行の中で行われていた。

メイン州地区地裁の大陪審によって発付された重罪1件の起訴状によると、ポートランド市の住民であり、在宅医療サービス機関の所有者・マネージャーでもある4名(コネチカット州所在の Mahesh Patel、サウスカロライナ州所在の Robert Harvey、コネチカット州所在の Harpreet Wasan、コネチカット州所在の Steven Houghtaling、コネチカット州所在の Tom Edwards 及びフロリダ州所在の Gary Prus)は、それぞれの機関のパーソナルサポート・ワーカーらに支払われる賃金を固定化し、互いのパーソナルサポート・ワーカーを引き抜かないことに合意することで、これらの従業員を巡る人材獲得競争の排除を目的とする共謀を行っていた。本件起訴は、パーソナルサポート・ワーカー業界における賃金協定と従業員引き抜き禁止協定に対する継続中の捜査の結果として生じた初めての摘発事例である。

反トラスト局長のジョナサン・カンターは以下の声明を発した。

「パーソナルサポート・ワーカー及び他のエッセンシャルワーカーらは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の始まりに他人の日常ケアを援助していたために、自分達の健康を危険にさらしていた。本件の起訴状によると、これらの従業員の雇用主は、より高い賃金を請求できる機会を彼らから奪うために、共謀を行っていた。反トラスト局と我々のパートナー達は、法律の及ぶ最大限の範囲まで本件行為を捜査して訴追することになっている。」

メイン州地区の連邦地検のダーシー・マクエルウィ検事は以下の声明を発した。

「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の始まりに、メイン州は高齢者が在宅ケアを受け続けられるようにするため、またエッセンシャルワーカーが個人防護具を購入できるようにするため、予算を追加的に配分した。米国連邦検事室は、大陪審が返した起訴状の中で主張されている行為からエッセンシャルワーカーを保護することを目的に、反トラスト局とパートナーシップを込んでいることに誇りを持っている。

連邦捜査局ボストン支局のジョセフ・ボナヴォロンタ特別捜査官は以下のように発言した。

「メイン州の人々は今回の世界的大流行のせいで大分苦労した。特に苦労したのは最前線で活躍しているヘルスケア従業員である。我々は、収奪的であるとの嫌疑がかけられて

² Press Release, Department of Justice, Four Individuals Indicted on Wage Fixing and Labor Market Allocation Charges, January 28, 2022.

いる行為を全面的に捜査することになっている。」

シャーマン法の下、競争制限を目的とする共謀に対し適用される罰則の法定上限は、個人の場合には、10年の禁固刑及び100万ドル(約1兆1400億円)の罰金刑である。罰金の上限は、犯罪による利得の2倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の2倍の金額のいずれかの金額が100万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。連邦地裁の判事は、米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した後に量刑の判断を行うことになっている。

本件起訴は、在宅医療サービス産業における賃金協定や役務提供者の転職制限取決めに對する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。同審査は反トラスト局ニューヨーク事務所、メイン州地区連邦検事室、連邦捜査局ボストン支局ポートランド駐在事務所により行われた。

2 企業結合事件

(1) 連邦取引委員会、ロッキード・マーティンによる44億ドルに及ぶエアロジェット の垂直的買収の阻止を求め、連邦地裁に訴えを提起(2022年1月25日)³

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は1月25日、Lockheed Martin Corporation(以下「ロッキード・マーティン」という。)による44億ドル(約5060億円)に及ぶAerojet Rocketdyne Holdings Inc.(以下「エアロジェット」という。)の垂直的買収の阻止を求め、連邦地裁に訴えを提起した。エアロジェットはミサイル推進システムを手掛け、米国に本拠を置く最後の独立系供給者である。また、エアロジェットは、ロッキード・マーティンや他の防衛元請業者らが製造するミサイルで使用される高度な電力、推進力及び兵器システムを供給している。FTCの訴状によると、買収案が実施されれば、ロッキード・マーティンはエアロジェットの支配を通じてライバルの防衛元請業者に害をもたらし、安全保障と防衛に不可欠な幾つかの市場における競争を実質的に減殺させるおそれがある。FTCは、本件事案において、防衛関連合併を阻止しようとする事件で訴訟を数十年ぶりに提起している。

FTC競争局のホリー・ヴェドヴァ局長は以下のとおり述べた。

「FTCは、世界最大の防衛元請業者であるロッキード・マーティンが主要なミサイル部品を手掛ける最後の独立系サプライヤーであるエアロジェットを買収するという計画を阻止するため、訴えを提起した。ロッキード・マーティンは、米国の軍隊が米国の安全を守るために調達する主要な武器を供給する数少ないミサイル元請会社のうちの1社である。本件買収案が実行されれば、ロッキード・マーティンは、他の防衛元請業者が同社と競合するミサイルを製造するのに不可欠な部品を入手できないようにする能力を有するよう

³ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Sues to Block Lockheed Martin Corporation's \$4.4Billion Vertical Acquisition of Aerojet Rocketdyne Holdings Inc., January 25, 2022.

なる。競争圧力が無くなれば、ロッキード・マーティンは米国政府が支払わなければならない価格を引き上げながら、品質を低下させ、またイノベーションを停滞させることができるようになる。我々は、国家安全保障と防衛にとって重要な市場において、これ以上の集中の増加を認めるわけにいかない。」

国防総省は本件買収案を審査し、買収の実行が安全保障、米国の産業と技術基盤、競争、またイノベーションに対し与える潜在的影響を考慮に入れた。この審査の一環として、国防総省は FTC 主導の一連のインタビューを同省の利害関係者との間で設けた。国防総省の審査結果は FTC に示され、FTC はその結果を委員会の審議及び最終判断の決定に用いた。

ヴェドヴァ局長は追加的に以下のように述べた。

「私は、本件について、国防総省と FTC の職員が密に協力し合ったことに深く感謝している。FTC は、本件買収案が実行されれば、国防総省が米国を守るために依存している幾つかの武器システムを巡る競争が阻害されるおそれがあり、またこれらの競争上の懸念を是正するために取れる十分な措置は無いと判断した。」

ロッキード・マーティンは世界最大の防衛元請企業であり、また高度寡占的なミサイル分野における主要な供給業者である。ロッキード・マーティン及び米国における同社のミサイル関連ライバル達(レイセオン、ノースロップ・グラマン、ボイング)は、国防総省が利用しているミサイルシステムの元請企業らである。これらの元請企業は、米国政府とミサイルシステムの供給連鎖との間の主要な仲介役である。供給連鎖にはシステムコンポーネントを提供するエアロジェット等の下請業者が含まれている。国防総省は様々な武器の開発、製造、維持及び供給のために元請業者に依存しており、当該武器にはミサイルシステム、極超音速技術クルーズミサイル、及びミサイル防衛キルビエクルが含まれている。当該武器はエアロジェット等によって供給される重要な推進技術に依存している。

下請業者として、エアロジェットは一定のコンポーネントを手掛けている最後の米国独立系サプライヤーである。当該コンポーネントにはミサイルシステム、極超音速クルーズミサイル、及びミサイル防衛キルビエクルに使用される主要な部品が含まれている。エアロジェットとたったの 1 社の競争者(ノースロップ・グラマン)だけが、防衛元請業者向けにミサイルシステムと極超音速クルーズミサイルに使用される推進インプットを供給している。エアロジェットとノースロップ・グラマンは、ミサイルシステムに使用される固定燃料ロケットモーター、及び極超音速クルーズミサイルを推進する超音速燃焼ラムジェットエンジンを供給している。さらに、エアロジェットは、ミサイル防衛キルビエクルを推進する進路変更・姿勢制御システムを供給する、実績のある唯一の米国供給業者である。

ロッキード・マーティンがエアロジェットを買収すれば、ロッキード・マーティンは、ライバル業者らが同社と競い合うのに必要となる重要な推進要素を手に入れることになる。具体的に、訴状によると、エアロジェットの買収により、ロッキード・マーティンは、様々

な兵器システムに使用される重要な推進力への競合他社のアクセスを拒否、制限、又はその他の方法で不利にする能力とインセンティブを有するようになる。統合後の企業は、製品の価格や品質、エンジニアリングサポートの品質、開発と供給のスケジュールや契約条件に影響を及ぼしうることでライバルに不利益をもたらせるようになり、さもなければ他の方法によってライバルに不利益をもたらせるようになる。下請業者として、エアロジェットは技術革新、コスト、スケジュールとビジネス戦略に関する元請業者の機密情報にアクセスしている。FTC は、買収後、ロッキード・マーティンはライバルの専有情報へのアクセスを利用して、ライバルとの競争で優位に立つインセンティブを有するようになる、と主張している。

次いで、FTC は政府にも悪影響が及ぼされるようになると主張している。その理由は、ミサイルシステム、ミサイル防衛キルビエクル及び極超音速クルーズミサイルのコストが上昇し、イノベーションが低迷し、品質が低下し、よって安全保障と防衛上の利益が阻害されるようになるからである。

訴状によると、本件買収案は研究開発のみならず将来のイノベーションにも影響をもたらしうるものであり、このような技術革新は米国が当該技術で主導的立場を持ち続けることを保証するために重要である。独立系供給者として、エアロジェットは同社の研究開発資金を振り分けるに当たり、どの元請業者が支援されるかは関係なく、当該資金がもたらしうる潜在的収益を考慮に入れてその配分を決定するインセンティブを有する。訴状によると、買収後、統合後企業はエアロジェットの投資資金を統合後企業の利益だけのために使うインセンティブを有するようになり、それはイノベーションの阻害に繋がるおそれがある。

FTC は審判開始決定書を発出し、また職員に対し予備的差止命令の言い渡しを求めることを4対0の評決で決定した。FTC は、本件買収の実行に対する一時的差止めの言い渡しを求める訴えを、コロンビア特別区裁判所に提起することになっている。これは本件審判の結果が出るまでの訴訟である。審判は、2022年6月16日に開始される予定である。

(お問い合わせは、佐藤 潤、慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件 2 件を取り上げる。

1 件目は、韓国の手造船業者の現代重工業と大宇造船海洋の合併について、全世界における大型 LNG 運搬船の造船市場における競争を制限するおそれがあることを理由に禁止された事例である。本件では、当事会社より問題解消措置が提案されることが行われなかった。なお、合併規則の下で企業結合が禁止される事例は希であり、欧州委員会は過去 10 年間に 3000 件を越える企業結合を承認しているが、禁止された事例は本件を含め 10 件に留まっている。

2 件目の買収事件は、Prince による Ferro の買収が条件付きで承認された事例である。欧州委員会は、両社のポーセリンエナメルコーティングとガラスコーティング事業における重複について競争上の懸念を表明したが、Prince の申し出た製造施設の譲渡、移設を内容とする問題解消措置の実施を条件に、本件買収を承認した。

1 買収事件

(1) 欧州委員会、現代重工業ホールディングスによる大宇造船海洋の買収を禁止(2022 年 1 月 13 日)⁴

欧州委員会は、EU 合併規則の下、現代重工業ホールディングス(以下「現代重工業」という。)による大宇造船海洋(以下「大宇造船」という。)の買収を禁止した。韓国の造船会社 2 社の合併は、市場支配的地位を有する新たな事業者を創設することとなり、全世界における大型 LNG 運搬船の造船市場における競争が制限されることとなるおそれがある。本件両当事者からは、欧州委員会の競争上の懸念を解消するための問題解消措置の正式な提案は行われなかった。

本日の決定は欧州委員会の詳細審査を受けたものである。両社は、大型 LNG 運搬船の造船について世界における主導的事業者であり、極めて集中した市場における大手 3 社のうちの 2 社である。

大型 LNG 運搬船は、KNG のサプライチェーンにおいて不可欠であるが、大量の LNG(14 万 5 千 m³ 以上)をマイナス 162 度で運搬できる非常に高度な船舶である。過去 5 年間に於ける大型 LNG 船舶造船の世界市場は 400 億ユーロ(5 兆 2 千万円)に上り、このうち欧州の顧客は注文のほぼ 50%を占めている。

欧州委員会は審査過程において、多くの顧客、競争者、第三者からフィードバックを得た。事業者の中には、本件取引は大型 LNG 運搬船の世界市場において市場支配的地位を

⁴ Press Release, European commission, Mergers: Commission prohibits proposed acquisition of Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering by Hyundai Heavy Industries Holdings, 13 January 2022.

有する企業の創設につながり、競争を減少させ、大型 LNG 運搬船の価格が上昇するおそれがあることに懸念を示したものもあった。

欧州委員会の決定

欧州委員会は詳細審査を開始した際、原油タンカー、液化石油ガス、コンテナ船、LPG 運搬船(大型・小型)の造船市場について競争上の懸念があることを指摘したが、本日の決定は大型 LNG 運搬船市場のみを対象としている。

欧州委員会は、本件合併計画により、(i)誕生する事業者は 大型 LNG 運搬船の造船市場において市場支配的地位を獲得し、(ii)供給者の選択肢が減少し、(iii)欧州の顧客、最終的にはエネルギー消費者により高い価格がもたらされることになることを認定した。

欧州委員会の決定は、次の考慮に基づいている。

・本件両当事者の市場占拠率は極めて高く、上昇していること

両当事者の合計市場占拠率は極めて高い。合併により誕生する事業者は、すでに寡占市場となっている市場において圧倒的な最大手の事業者となる。両当事者の合計市場占拠率は少なくとも 60%に達しているが、そのこと自体が市場における支配的地位の証左となるものである。さらに両当事者の合計市場占拠率は、過去 10 年間ににおいて上昇してきている。

・顧客にとって代替的選択肢が極めて限られていること

市場に存在する大手の競争者は、本件両当事者のほか 1 社のみである。しかしながら競争者の建造余力は、本件合併により誕生する新たな事業者に競争上の圧力を与えるには不十分である。第 4 位の独立した造船会社については、大型 LNG 運搬船の造船市場における事業活動は限定的であり、国内の案件に特化している。その他の造船会社は、最近大型 LNG 運搬船を受注していないという事実から価格上昇に影響を与えることはできない。

・本件市場における造船余力の制約

欧州委員会による詳細な需給分析の結果、競争者の造船余力は現時点で見込まれる市場の需要を取り込むことができないため、合併により誕生する事業者は、大型 LNG 運搬船の造船市場において主要な地位を有することになることが明らかになった。

・非常に高い参入障壁と購買力の欠如

大型 LNG 運搬船は、建造が極めて困難な高度かつ特別な船舶である。このため、本件市場に参入して事業を成功させることは極めて困難である。近年では数社の退出例が見られる一方、重要な新規参入は見込めない。顧客にとって造船会社の選択肢は極めて限られている。

・コロナウイルス蔓延の影響がないこと

欧州委員会は本件市場におけるコロナウイルス蔓延の影響についても評価したが、

大型 LNG 運搬船に対する需要に影響はなかった。さらに将来の需要動向は極めて良好である。

本件両当事者は、欧州委員会の懸念を解消する問題解消措置を正式に提案することはなかった。よって欧州委員会は、届出のあった取引を禁止することとした。

合併規則と手続当事会社

現代重工業は、主として造船業を営む韓国の事業者である。同社は多様な商用船、海洋エンジニアリングのほか、あらゆる規模の LNG 運搬船、海底の石油・ガスを探査、製造、加工するために使用される沖合設備を製造している。

大宇造船海洋も主として造船業を営む韓国の事業者である。同社も大型 LNG 運搬船を含む幅広い商用船と沖合設備を製造している。同社の大株主、すなわち本件取引における株式売却予定者は、韓国産業銀行であった。

合併規則と手続

本件取引は、2019 年 11 月 12 日に欧州委員会へ届出があり、欧州委員会は同年 12 月 17 日に詳細審査を開始した。手続の期限は、現代重工が期限までに欧州委員会へ要請のあった情報を提出しなかったため 3 度にわたり延期された。

(2) 欧州委員会、Prince による Ferro の買収を条件付承認(2022 年 1 月 25 日)⁵

欧州委員会は EU 合併規則の下、Prince による Ferro の買収を条件付きで承認した。両社は、ミネラル化学薬品、産業用添加物・製品を製造している。本件承認は、Prince の申し出た一連の問題解消措置の完全な遵守を条件とする。

両社は、EEA(欧州経済領域)におけるポーセリンエナメルコーティング、ガラスコーティングの製造販売を行っている。

ポーセリンエナメルコーティングは、機器の表面、温水器、衛生陶器、調理機器の表面のコーティングの原材料として使用されている。ガラスコーティングは、自動車用ガラス、板ガラス、コンテナガラスを含む多様な応用技術のための機能上、審美上の目的のために使用される。

欧州委員会による調査

欧州委員会による調査の結果、当初届出のあった本件取引により誕生する事業者は欧州経済領域(EEA)におけるポーセリンエナメルコーティング、ガラスコーティングの最大の

⁵ Press Release, European commission, Mergers: Commission approves acquisition of Ferro by Prince, subject to conditions, 25 January 2021.

製造者と供給者になることから、両製品の競争水準が大幅に低下するおそれが明らかになった。

市場調査の結果、本件取引により市場における供給者の数が減少し、顧客の選択肢が不十分なものとなるおそれが明らかになった。

よって欧州委員会は、当初届出のあった本件取引は、次の市場において競争上の懸念を惹起するものであることを認定した。

- ・ EEA におけるポーセリンエナメルコーティングの製造・供給市場
- ・ EEA におけるガラスコーティングの製造・供給市場、及び自動車用ガラス、板ガラス、コンテナガラス等のより狭い市場

提案された問題解消措置

Prince は、上記の競争上の懸念を解消し、市場における競争を確保するため、以下の問題解消措置を申し出た。

- ・ Prince の前床濃縮染料(forehearth colourants concentrates)除いた EEA 向けの全製品が製造される Bruges(ベルギー)、Cambiago(イタリア)における製造施設を含む Prince の欧州におけるポーセリンエナメルとガラスコーティング事業の売却
 - ・ Fenton(英国)に所在する前床濃縮染料の製造施設を同社の Bruges の製造施設へ移設
- 上記措置は、両社間の事業重複について欧州委員会が認定した競争上の懸念を完全に取除くものである。

よって欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。欧州委員会の決定は、本件措置の全面的な実施を条件とする。

当事会社と製品

Prince は、ミネラル化学薬品、ミネラル、産業用添加物、多くの産業機器向けの特殊製品の開発、製造のほか、販売に特化した製品の製造分野において世界的に事業活動を展開している。同社は、American Securities の運営する系列ファンドにより管理されている。

Ferro もまた米国企業であり、(i)ガラス、金属、セラミック、その他基質向けの機能性コーティング、(ii)広範な用途・産業向けの顔料・染料による色彩ソリューションを全世界において提供している。同社は、欧州を含む世界の多くの場所において事業活動を行っている。

なお、本件は 2021 年 11 月 26 日に欧州委員会に届出がなされたものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)